

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する条例の一部を改正する条例

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法」を「、地方公営企業法」に改め、「企業管理規程」の次に「及び議会の規則その他の規程」を加え、同条第2号ア中「(議会を除く。)」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第9条 議会に関する条例等（議長が指定するものに限る。）の規定に基づく手続等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。